

平成27年10月8日

東京都総合厚生年金基金協議会 御中

企業年金連合会

**「企業年金連合会から意見交換の場や情報提供を願いたい事項に関する要望」  
に関する回答について**

平成27年6月9日付けで要望いただいた事項について、以下のとおり回答いたします。

- (1) 類似の方向性を志向する基金との情報交換の場を設けてほしい。
- 各基金によって方向性は違うと思いますが良い方向へ行けるよう基金同士の情報交換が大切だと思っています。
  - 代行返上DBや解散DB、あるいは移行中において発生した行政とのやりとり等、苦慮している点、注意している点の話が聞けるとありがたい。
  - 何らかの後継制度を検討している基金に関し、抱えている課題と解決策等について、情報交換ができる機会を増やしていただきたい。実施にあたり障害となるような問題があるとするなら、受託機関も巻き込んで真剣に検討する必要がある。このままでは「細かい点はいいからとにかくスピードを重視」するために大部分が解散に流れていくような気がする。

**(回答)**

連合会としては、より多くの厚生年金基金が制度移行により企業年金を維持できるようにするための支援の一環として、「制度移行を予定している厚生年金基金の意見交換会」を本年8月以降、地方協議会（部会）と連携しながら開催しています。

(参考) 「制度移行を予定している厚生年金基金の意見交換会」の実施状況

- ・平成27年8月20日（九州地方協議会）
- ・平成27年8月21日（中国四国地方協議会）
- ・平成27年8月25日（関東甲信越地方協議会長野部会）
- ・平成27年10月7日（中部地方協議会）
- ・平成27年11月11日（北海道東北地方協議会）【予定】

\*（ ）内は、連携先の地方協議会（部会）

- 基金として存続するのはほとんどの基金で不可能な状況にあることから、DB移行や基金解散に伴う、各種処理方法などのサポート（処理手順書・相談窓口等）体制の強化並びに情報提供を願いたい。

（回答）

連合会としては、これまでも「特例解散等に係る相談窓口」、「年金財政・制度設計相談窓口」を設置し、厚生年金基金の制度見直し等の会員が直面する問題に対応してきたところであり、今後とも丁寧な相談対応に努めて参ります。

また、厚生年金基金の解散等の議決から清算終了までの間のスケジュール、業務内容等について具体的に分かるような参考資料の作成に取り組んでいるところです。

- 「選択一時金⇒支給停止⇒審査請求」の事例が発生。弁護士の紹介とともに事例研究の取り組みがあれば、参加させていただきたい。

（回答）

引き続き弁護士の紹介を実施して参ります。

また、事例研究の取り組みなど有益な情報を入手した場合には、会員に対して情報提供して参ります。

- 現在、通常解散事務を遂行している基金の現状をお聞きしたい。

（回答）

連合会としては、通常解散事務に関しても「特例解散等に係る相談窓口」等において、会員が直面する問題に対応してきたところであり、必要に応じ他の基金の事例を紹介することも含め、今後とも丁寧な相談対応に努めて参ります。また、会員基金の事務が円滑に進むよう、これまでにいただいた他の会員基金からの御相談及びそれに対する回答の内容を事例集として取りまとめ、連合会ホームページの会員専用ページにおいて公表しているところであり、適宜、その内容の更新にも努めて参ります。

## （2） 残余財産の分配時の要望

少額（例えば100円未満）の分配金支給対象者に対する何か良い方法があればご教示願いたい。

（少額のため請求しない受給権者が多く結果的に供託となる）

少額の分配金支払いのための振込手数料負担、後継制度への円滑な移行、清算終了までの事務負荷の軽減等のために行政からの支援を求めたく要望

するものです。

(回答)

少額の分配金の支払いにより事務的な負荷が大きくなるという問題があることは理解できると思いますが、分配金支給対象者の権利に係る問題を考慮すれば、事務的な負荷の軽減等を図ることは困難ではないかと考えています。

(3) 7号・8号の情報提供をお願いしたい。

併せて、代行返上、DB 設立の場合の代行部分の年金にかかる独自給付を一時金で清算できるように改正してほしい。

(全員の同意を必要としない等)

(回答)

最低責任準備金をみなし7号や8号のそれぞれの方法で算出する場合、設定ごとに算出するための費用が掛かり、試算のために相当の経費を受託機関から要求されるといったお話はお聞きしていますが、みなし7号算出のためのプログラム等連合会の事務と共通する部分に関しては無償で受託機関へ提供するなど、可能な範囲で協力しており、これ以上の情報提供は困難な状況にあります。

また、独自給付を本人の同意なしで一時金により清算できるようにすることは、年金受給の権利に関わる問題があり、対応は困難ではないかと考えています。

(4) 他の基金の状況や新しい制度を設立する場合の問題点、行政等への対応など、情報を発信していただきたい。

(回答)

連合会において把握した有益な情報は直ちに発信するよう対応してきており、(1)の意見交換会のような形態も含め、可能な限り、各基金に情報提供していきたいと考えています。

(5) 加入員の現住所と分配金受取口座について、具体的な事例を含め、有効な方法があればご教示願いたい。

(回答)

加入員に係る情報の有効な入手方法としては、本人の同意を前提に事業主から入手する方法が考えられます。また、分配金選択届(年金・一時金)

の提出を事業主経由で加入員へ依頼することも有効な方法と考えられます。

ただし、事業主の協力が得られない場合は、連合会を通じて日本年金機構や住基ネットから現住所を取得して本人に依頼する方法も考えられます。